

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

株式会社医学生物学研究所

2020 年 12 月 26 日

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

名古屋市中区栄町四丁目 5 番 3 号
株式会社医学生物学研究所
代表取締役社長 山田 公政

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である J S R 株式会社（以下「J S R」といいます。）から、2020 年 12 月 18 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及び J S R を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を J S R に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受領し、同日付の当社取締役会によって本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下「会社法施行規則」といいます。）第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）

名称：J S R 株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

（2）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）

J S R は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 4,400 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2020 年 1 月 15 日

- (5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

J S R は、同社の保有する現預金によって、株式売渡対価の支払いを行う予定です。J S R は、株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（株式売渡対価の交付について J S R が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、株式売渡対価の支払いを実施することといたします。

3. 株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

- (1) 株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

J S R が 2020 年 10 月 28 日から同年 12 月 10 日までを公開買付期間として実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、当社が 2020 年 10 月 28 日付で提出いたしました意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式売渡請求は、当社株式の全て（但し、J S R が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社を J S R の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、2020 年 10 月 27 日付で当社が公表した「J S R 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同月 29 日付で当社が公表した「(訂正)「J S R 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正後のもの。以下「意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社に

における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2020年10月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

当社は、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2020年7月中旬、J S Rから完全子会社化に関する協議を開始したい旨の意向を伝えられたことから、当社としても完全子会社化について検討する旨をJ S Rに回答しました。そして、J S Rとの間における当該協議に応じることとし、2020年7月中旬から本取引に関し議論を開始したところ、同年9月11日、J S Rから提案書の提出を受けました。当該提案を契機として、当社は、本取引に関して、J S R及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、J S R及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を、それぞれ2020年9月11日に選任しました。そして、当社は、2020年9月11日開催の当社取締役会決議により、当社において本取引の是非を検討するに際して、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、その是非や取引条件の妥当性、手続の公正性などについて検討及び判断を行う任意の合議体として、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社独立社外取締役1名及び当社独立社外監査役2名からなる特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、本取引に係る取引条件等についてのJ S Rとの交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めることを求めました。また、本特別委員会は、プルータスを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、佐藤総合法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じてプルータス及び佐藤総合法律事務所から専門的助言を受けることができることを確認し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。

上記のような体制の下で、本特別委員会は、本取引に係るJ S Rの提案内容を踏まえ、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、事業計画の内容、本取引の当社事業に対する影響等について当社から説明を受け、これらの点に関する検討・協議を行うとともに、J S Rと直接Web 会議システムを通じて面談を行うこと等を通じて、当社の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯、本取引によって創出が見込まれるシナジーの有無やその内容を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・交渉を重ねました。本

特別委員会は、当社が、2020年9月11日にJ S Rから本公開買付価格を1株当たり3,500円とする提案を受領して以降、プルータスによる当社の株式価値の算定結果やJ S Rとの交渉方針等を含めた財務的な助言及び佐藤総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、J S Rとの間で、本公開買付価格を含む本取引における諸条件について継続的に協議・交渉を行ってまいりました。具体的には、J S Rより、2020年10月7日に4,200円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社は、本特別委員会から聴取した意見並びにプルータス及び佐藤総合法律事務所から聴取した意見を踏まえて検討を行った上で、適正な価格に達していないとして、J S Rに対し本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後もJ S Rとの間で、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスを通じて、継続的に協議・交渉を行い、その結果、本特別委員会は、2020年10月19日に、J S Rから、公開買付価格を1株当たり4,400円とする最終提案を受けるに至りました。

そして、本特別委員会は、当該最終提案を受け、当社がプルータスから提出を受けた当社の株式価値の算定結果に関する2020年10月26日付株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の2020年10月26日付意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）等も考慮し、本諮問事項（意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年10月26日付答申書（以下「本答申書」といいます。）を作成し、当社は、同日、本特別委員会から本答申書の提出を受けました（本答申書の概要については、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、佐藤総合法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の取引に関する意思決定にあたっての留意点等についての法的助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、上記の本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について、企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、以下のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

当社においては、今後の当社の企業価値向上のためには、以下の事項(i)乃至(ix)が喫緊の課題であると認識しております。まず、当社における事業環境の変化及び当社を取り巻くヘルスケア産業の情勢に鑑みると、当社においては、(i)医療の個別化等の進展、及び(ii)新興・再興感染症の流行等への迅速な対応等、科学技術や医療ニーズの変化に適切に対応していくことが、後記の企業理念体系及び長期ビジョン（Vision 2030）を達成するための課題となります。また、日本国内では、(iii) 競合他社との競争激化、及び(iv)国内市場の頭打ち等に起因する極めて厳しい市場環境での

生き残りが重要となります。そして、グローバル市場を俯瞰すると、各国・地域の薬事規制に遵守した(v) 高品質な製品の安定生産と供給の体制が重要となり、画期的な製品を開発、市場投入していくには、(vi)最新製品・技術等の情報収集能力が必須となります。さらには、ヘルスケア産業の情勢を観察しながら、当社が進むべき(vii)製品開発戦略・事業化戦略を立案、実行するリソース、(viii)デジタル化・IT 化への対応、及び(ix)人材の教育や確保が喫緊の課題になるものと認識しております。

これらの経営課題に対して的確に対応していくために、当社は、2020 年度より、新たな企業理念体系として「革新的な診断技術で人々の健康と医療の発展に貢献する」を掲げ、長期ビジョン (Vision 2030) を「革新的な診断技術や製品の創出成果を、海外事業拡大、新規事業創出に積極的に投入することで企業価値を最大化し、人々の健康と医療の発展に貢献する」としたうえで、その実現により、グローバルニッチトップ企業を目指しております。その実現のために、具体的施策として(a)国内市場堅持、(b)海外事業拡大、及び(c)新規事業創出を掲げる新中期経営計画「Next Stage 2020-2024」を策定し、先端診断分野や新規事業でこれを実行しようとしております。

当社は、2013 年 3 月に資本業務提携契約を締結したことを契機として、J S Rとの間で、当社が保有する抗体・抗原・遺伝子関連技術や試薬開発の技術と J S Rのメディカル材料技術を融合させることにより、事業価値を向上させるよう努め、さらには資本業務提携関係を強化するため、J S Rは、公開買付期間を 2015 年 2 月 10 日から 2015 年 3 月 11 日まで、また買付価格を 1 株当たり 600 円とする 2015 年 3 月の公開買付けの方法による当社株式 3,587,906 株（取得割合：13.5%）の取得及びその後 2015 年 4 月 30 日から 2015 年 10 月 20 日まで実施した市場内での当社株式 847,000 株（取得割合：3.9%）の追加取得の結果、2015 年 10 月 20 日には J S Rが当社株式 13,138,906 株（所有割合：50.8%）を所有するに至り、当社は J S Rの連結子 会社となり、同一企業グループとして連携して事業を営んできたものです。

これまで、当社と J S Rは、当社が保有する抗体・抗原・遺伝子関連技術や試薬開発の技術と、J S Rのメディカル材料技術を融合させることにより、主に技術・製品面で、当社の企業価値の向上を図ってきました。一方、上記の新中期経営計画「Next Stage 2020-2024」で掲げている、(a)国内市場堅持、(b)海外事業拡大、及び(c)新規事業創出を早期かつ効率的に実現し、当社のさらなる企業価値の向上を図るためには、技術・製品面にとどまらない事業面での当社と J S Rの連携強化、及び当社における不確実性が高い分野での先行開発投資が不可欠となります。

事業面での当社と J S Rの連携強化の観点からは、J S Rからの人材、資金及びノウハウ等の経営資源のさらなる投入や、当社以外の J S Rのグループ各社とのさらなる協業等を実現させることが不可欠であるところ、J S Rによれば、J S Rから当社に対する経営資源のさらなる投入や、当社以外の J S Rグループ各社とのさらなる協業等は、J S Rと当社双方の成長を実現するという目的にとって必要な施策と認識しているものの、短期的には当社のコストを増加させかねず、結果として必ずしも当社の少数株主の利益とならない可能性もあるとのことです。また、当社における不確実性が高い分野での先行開発投資についても、確実に成功するとは言えないためリスクがあり、結果として必ずしも当社の少数株主の利益とならない可能性があります。

よって、このような利益相反の懸念を解消し、当社の企業価値の向上にとって最善と考えられる各種の施策を実行するためには、当社が本取引を通じて J S Rの完全子会社となり、J S Rとのシナジーをより一層追及することが最も効率的であると判断いたしました。

本取引を通じて J S R の完全子会社となることにより、当社が想定する J S R との具体的なシナジーは、上記の新中期経営計画「Next Stage 2020-2024」における具体的施策に照らしていえば、以下のとおりです。

(a) 国内市場での製品群の拡充

当社は、自己免疫疾患やがん領域において自己抗体や抗原を検出する免疫・血清学検査試薬 (MESACUP シリーズ、ステイシア MEBLux シリーズ) を柱として企業成長を遂げてきたものであり、約 30 年にわたり製品の品質や信頼によって競合製品群から当社製品群の市場を堅守してきましたが、過去 10 年来、競合他社による新製品発売や価格競争が厳しくなっていることから、国内市場での競争力を維持するため、当社における国内市場での製品群を拡充する必要があります。J S R は、JSR・慶應義塾大学医学科学イノベーションセンター (JKiC) における診断薬や研究試薬のシーズ、がんバイオマーカー候補、CVC (Corporate Venture Capital) を通じた創薬系ベンチャー企業へのアクセス等、当社における製品群の拡充に資する経営資源を保有しています。当社はこれらの経営資源を保有していないため、当社における国内市場での製品群を拡充するためには、J S R が保有する上記経営資源を投入する必要がありますが、そのためには、当該経営資源の投入を受けるための先行投資が必要となります。当社が製品群の拡充を考えている遺伝子検査試薬やコンパニオン診断薬等の分野は、先行投資を行ったとしても全ての開発項目で製品化が成功するとは限らず、不確実性が高い分野です。当社においては、当社の少数株主の利益への配慮から、これらの不確実性が高い分野での先行開発投資を実行することについては、少数株主に対して製品化に成功しなかった場合のリスクを負わせることになるため支障があり得ます。

当社が J S R の完全子会社となることにより、当社の少数株主との利益相反の問題が解消され、当社において、当社の少数株主の利益に配慮することなく、不確実性が高い分野での先行開発投資を実行することが可能となります。

このような、当社における先行開発投資に基づき、既存製品及び開発中製品に加え、J S R が保有する JSR・慶應義塾大学医学科学イノベーションセンター (JKiC) における診断薬や研究試薬のシーズ、がんバイオマーカー候補、CVC (Corporate Venture Capital) を通じた創薬系ベンチャー企業へのアクセス等を活用した画期的な製品の事業化、さらには新たな測定原理に基づいた検査項目に対応し、当社の製品群を拡充させることが可能となります。

(b) 海外での事業展開

個別化医療の進展の下では、診断と治療は密接に関連しています。当社における今後の事業戦略として、新規の診断・治療方法や新薬が創製される主たる起源国の多くが含まれる欧米市場への進出は極めて重要な選択肢となり得ます。しかし、当社は国内での事業展開にとどまっているのが現状です。J S R は、海外 (中国、米国、欧州) に拠点を有する海外子会社 (Crown Bioscience International、Selexis S.A.、KBI Biopharma, Inc. をいいます。以下同じです。) を保有しています。海外事業の展開には、J S R が保有するこれらの海外子会社と連携し、その知見やノウハウ

ウを活用することが有効となりますが、これらの連携には当社において海外における製造、許認可、販売等の体制について先行投資が必要になります。かかる先行投資を行ったとしても海外での事業化が成功するとは限らないため、当社の少数株主の利益への配慮から、海外事業に係る先行開発投資を実行することについては支障があり得ます。

当社が J S R の完全子会社となることにより、当社の少数株主との利益相反の問題が解消され、当社において、当社の少数株主の利益を考慮することなく、海外事業に係る製造、許認可、販売等の体制に対する先行開発投資を実行することが可能となります。

このような、当社における先行開発投資に基づき、例えば創薬支援サービス事業等を営む J S R の海外子会社である Crown Bioscience International の有する拠点と連携し、製造、許認可、販売まで一貫した機能を持つ現地の診断薬メーカーへと早急に体制を整備することにより、当社による中国での事業の拡大が可能となります。また、J S R との連携強化及び当社における先行開発投資に基づき、ライフサイエンスの世界市場の 50% を占める欧米市場へのアクセスが可能となり、当社のユニークな製品群をライフサイエンスの世界市場の中心である欧米市場に展開することが可能になります。

(c) 新規事業の拡大

個別化医療の進展の下では、治療指針や医薬品（治療薬）の投薬判断を提供するバイオマーカー、コンパニオン診断薬の事業は、新薬の創製と開発に密接に関連するものであり、海外を含め、新薬が創製される起源国において事業拠点とすることが合理的です。しかし、現状において当社の主な顧客は日本の製薬企業又は海外製薬の日本法人です。一方、J S R は、上記のとおり、米国や欧州に拠点を有している海外子会社を保有しています。創薬支援事業を拡大するためには、J S R の海外子会社と連携することにより、今後新たに、新薬が創製される主たる起源国の多くが含まれる欧米の製薬企業等への直接的なアクセスルートを確保することにより、コンパニオン診断薬の開発支援事業を伸張させることが必要になりますが、これらの連携には当社において海外におけるバイオマーカー、コンパニオン診断薬の開発支援事業における新規技術の開発・導入や製品シーズの探索に対する先行投資が必要になります。かかる先行投資を行ったとしても海外での開発支援事業が成功するとは限らないため、当社の少数株主の利益への配慮から、海外におけるこれらの新規事業に係る先行開発投資を実行することについては支障があり得ます。

当社が J S R の完全子会社となることにより、当社の少数株主との利益相反の問題が解消され、当社において、当社の少数株主の利益に配慮することなく、海外での開発支援事業に係る先行開発投資を実行することが可能となります。

このような、J S R の海外子会社との連携強化及び当社における先行開発投資に基づき、例えば J S R の海外子会社による創薬支援事業に当社のコンパニオン診断薬の開発支援業務を付加することによって、当社にとっては、日本国内では受注できなかった新たなコンパニオン診断薬の事業機会を拡大することが可能となります。

以上のとおり、当社のさらなる企業価値の向上には、上記の新中期経営計画「Next Stage 2020-2024」で掲げている、(a) 国内市場堅持、(b) 海外事業拡大、及び(c) 新規事業創出を早期かつ効率的

に実現することが必要であるところ、そのためには、技術・製品面にとどまらず、事業面での当社とJ S Rの連携強化が必須であり、また、当社における不確実性が高い分野での先行開発投資も不可欠となります。

一方、J S Rによれば、主として当社の少数株主との間の利益相反の懸念が解消されなければ、J S Rから当社に対する経営資源のさらなる投入や、当社以外のJ S Rグループ各社とのさらなる協業等を実行することは困難であるとのこと。また、当社における不確実性が高い分野での先行開発投資についても、確実に成功するとは言えないためリスクがあり、結果として必ずしも当社の少数株主の利益とならない可能性があります。

そこで、当社は、J S Rによる当社を完全子会社とする内容の本取引に係る提案と、J S Rの当該提案に対する本特別委員会での議論を踏まえ、2020年10月26日に本特別委員会から当社に提出された本答申書の内容を受けて、同月27日の取締役会において、上場子会社としての現状を維持するよりも、当社がJ S Rの完全子会社となることの方が、当社の企業価値向上により資するものであると判断するに至りました。

また、当社は、(i)本公開買付価格が、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」に記載のプルータスによる当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っており、さらにDCF法により算定された価格帯の中央値を上回っていること、また、プルータスから、本公開買付価格である1株当たり4,400円が当社の少数株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンが発行されていること、(ii)本公開買付価格が、東京証券取引所市場JASDAQにおける、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年10月26日の当社株式の終値3,440円に対して27.91%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2020年9月28日から同年10月26日まで）の終値の単純平均値3,472円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して26.73%、同日までの過去3ヶ月間（2020年7月27日から同年10月26日まで）の終値の単純平均値3,273円に対して34.43%、同日までの過去6ヶ月間（2020年4月27日から同年10月26日まで）の終値の単純平均値3,458円に対して27.24%のプレミアムがそれぞれ加算されていること、(iii)本公開買付価格の決定に際しては、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社とJ S Rとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、より具体的には、プルータスによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や佐藤総合法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本特別委員会が、本取引に係る取引条件等についてのJ S Rとの交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めながら、当社とJ S Rとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉

が行われた結果として、当初提示額（1株当たり 3,500 円）よりも 25.7%（小数点以下第二位を四捨五入）引き上げられた価格（1株当たり 4,400 円）で提案された価格であること、(v)本公開買付価格が、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、公正かつ妥当であると認められると判断されていること等を踏まえ、2020 年 10 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した公正かつ妥当な価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

その後、当社は、2020 年 12 月 11 日、J S R より、本公開買付けに対して当社株式 2,166,975 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、J S R は、2020 年 12 月 17 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、所有割合が 90%以上となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、J S R より、2020 年 12 月 18 日付で、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、2020 年 12 月 18 日付の当社の取締役会において、(a)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2020 年 10 月 27 日開催の取締役会の審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議したとおり、当社が本取引により J S R の完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)株式売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c) J S R は、株式売渡対価を、同社の保有する現預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、本株式売渡請求に係る通知書の添付資料として提出された預金残高証明書の写しにより J S R による資金確保の方法を確認していること、また、J S R によれば、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことであること等から、J S R による株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(d)株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)特別委員会が、株式売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることがそれぞれ認められると判断し、審議及び決議に参加した取締役全員の一致で、当社を J S R の完全子会社とすることを目的とする本取引を進めるべく、J

S Rからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、2020年12月18日付の当社の上記取締役会においては、当社の取締役7名のうち、伊藤浩毅、橋本秀雄及び神谷紀一郎の各氏は、J S Rからの出向者であることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加していません。

以上のとおり、当社は、株式売渡対価が本公開買付価格と同一の価格に設定されていること、また、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項」に記載の措置が講じられていること等から、株式売渡対価の総額及び上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）」についての定めは、相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、J S R及び当社は、J S Rが当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうちJ S Rにおいて実施した措置等については、J S Rから受けた説明に基づくものです。

なお、J S Rは、2020年10月27日現在、当社株式2,627千株（所有割合：50.8%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していないものの、J S Rとしては、J S R及び当社において、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えたとのことです。また、以下の記載のうち、J S Rにおいて実施した措置等については、J S Rから受けた説明に基づくものです。

① J S Rにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

J S Rは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、J S R及び当社から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券はJ S R及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、J S Rは、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）

を取得していないとのことです。

野村證券による当社の株式価値の算定結果の概要については、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、J S R 及び当社並びに本取引からの独立性が高い独自の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスを選任し、当社株式の価値算定、J S R との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2020 年 10 月 26 日付で本株式価値算定書を取得しております。また、本特別委員会は、プルータスから、本公開買付け価格である 1 株当たり 4,400 円が当社の少数株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンも取得しております。本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

なお、プルータスは、J S R 及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社取締役会は、J S R が当社の支配株主（親会社）であることを踏まえ、当社において本取引の是非を検討するに際して、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、目的の合理性、条件及び手続の公正性等について検討及び判断を行う任意の合議体として、特別委員会を設置することを検討し、佐藤総合法律事務所の助言を得つつ、特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、J S R からの独立性を有すること（牛田雅之氏、小峰雄一氏及び六川浩明氏と J S R 又は当社との間に重要な利害関係は存在しないことを確認しております。）、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、佐藤総合法律事務所の助言を得て、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく、長年にわたる金融機関での勤務や医薬品関連企業社長等としての企業経営を通じた豊富な経験、知見を有する牛田雅之氏（当社独立社外取締役、合同会社マイルストーン代表社員）、公認会計士及び税理士並びに社外取締役・監査役としての経歴を通じて培った財務及び会計に関する豊富な経験、知見を有する小峰雄一氏（当社独立社外監査役、株式会社イクヨ社外監査役、オンコセラピー・サイエンス株式会社社外取締役、株式会社サン・ライフホールディング取締役（監査等委員））、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った法律専門家としての豊富な経験、知見を有する六川浩明氏（当社独立社外監査役、株式会社青山財産ネットワークス社外監査役、株式会社夢真ホールディングス社外監査役、

株式会社システムソフト社外監査役、株式会社ツナググループ・ホールディングス社外取締役、株式会社オウケイウェイブ社外監査役)の3氏を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました(なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。)

その上で、当社は、2020年9月11日、当社社外取締役である牛田雅之氏、社外監査役である小峰雄一氏(公認会計士)及び六川浩明氏(弁護士)の3名から構成される本特別委員会を設置し(なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。)、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii)本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(iii)本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv)(i)乃至(iii)の他、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、及び(v)当社取締役会が本公開買付けに対する意見表明をするに際して、当社取締役会が当委員会に対して必要に応じて諮問を求める事項(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、本諮問事項に対する意見(答申)を当社に提出することを委託いたしました。

当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a)当社が諮問した事項に関する答申を行うにあたり、必要であれば、当社の費用負担の下、自らの財務もしくは法務等のアドバイザーを選任する権限(但し、その前提として、当社のアドバイザー等を承認(事後承認を含む。)する権限を含む(なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする。))、及び(b)当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与するとともに、(c)本取引に係る取引条件等についてのJ S Rとの交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めることを求めることを決定しております。

本特別委員会は、2020年9月16日より同年10月26日までの間に合計6回、合計約10時間にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、まず初回の本特別委員会において、プルータス及び佐藤総合法律事務所につき、当社及びJ S Rの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、当社における本取引の検討体制についても、J S R及び当社を除くJ S Rグループ各社並びに本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その後の具体的な審議内容として、本特別委員会は、本取引に係るJ S Rの提案内容を踏まえ、当社から、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、本取引の当社事業に対する影響等について当社から説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が作成した本事業計画について、当社からその内容及び作成経緯について説明を受け、質疑応答を行い、プルータスから受け

た助言も踏まえ、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、J S Rと直接 Web 会議システムを通じて面談を行い、当社の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果の有無を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

さらに、本特別委員会は、プルータスから、本事業計画を基礎として行った株式価値算定の内容、方法等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、佐藤総合法律事務所から、本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言を受けて審議・検討を行っております。

その上で、本特別委員会は、当社が、2020 年 9 月 11 日に J S Rから本公開買付価格を 1 株当たり 3,500 円とする提案を受領して以降、当社が J S Rから価格提案を受領する都度、本特別委員会を開催し、J S Rとの交渉方針について、プルータスから受けた当社の株式価値の算定結果や J S Rとの交渉方針等を含めた財務的な助言及び佐藤総合法律事務所からの法的助言も踏まえて審議・検討し、交渉方針を決定した上で、本特別委員会が、本取引に係る取引条件等についての J S Rとの交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めながら、当社において J S Rとの間で本公開買付価格に関する協議・交渉を行い、その結果、J S Rから、同年 10 月 19 日に公開買付価格を 1 株当たり 4,400 円とする最終的な提案を受けるに至りました。

そして、本特別委員会は、2020 年 10 月 19 日の J S Rの最終提案を受け、当社がプルータスから 2020 年 10 月 26 日に提出を受けた本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン等も考慮し、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020 年 10 月 26 日に、当社取締役会に対し、大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

J S Rの提案の中心は、当社が当社以外の J S Rのグループ各社とさらに連携を深めることにより、当該各社が中国・欧米に保有する拠点・顧客との相乗効果を図る点にあると解されるところ、この方向性自体は、当社が認識する経営課題に正面から対応するものであり、一定の評価をすることができる。また、個別化医療の進展の下では、治療指針や医薬品（治療薬）の投薬判断を提供するバイオマーカー、コンパニオン診断薬の事業は、新薬の創製と開発に密接に関連するものであり、新薬が創製される起源国において事業拠点とすることが合理的である。かかる観点から、承認される新薬の起源国の多くが欧米諸国であることを前提とするならば、J S Rがその提案の中で、欧米市場についても触れていることは適切である。さらに、当社が指摘する経営課題のうち、近年の医療の個別化、高度化、複雑化の観点からは、今後、個別化医療用医薬品の開発・発売の重要性は不可逆的に高まるものと考えられ、当社が培ってきたバイオマーカーやコンパニオン診断薬に係る技術・ノウハウ等を活用し、このような個別化医療の進展の下での創薬支援を積極的に展開することも重要な施策になると解される。かかる観点からは、J S Rの企図する創薬支援事業の中に当社の技術・ノウハウ等を位置づけ、J S R自身を含む J S Rのグループ各社と連携して創薬支援を行うことは、当社自身の施策としても重要となる。

なお、当社が上場子会社としての立場を維持した場合においては、他の株主が存在することに

伴う一定の緊張関係が、内部統制の厳格化や、経営上の慎重な審議・意思決定につながる可能性があり、この点は、現状維持に固有のメリットであると評価できる。もっとも、確かにこのような点は否定できないものの、当該メリットはその性質上、当社の企業価値の向上に直結するものとはとはいえず、上記の施策の抜本的実行に比して、それを上回る効果があるとまでは評価することが困難である。

したがって、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は合理的と認められると考えられる。

(ii) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか

(a) 本公開買付価格である 4,400 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2020 年 10 月 26 日の東京証券取引所 JASDAQ における当社株式の終値 3,440 円に対して 27.91% のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 3,472 円に対して 26.73% のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 3,273 円に対して 34.43% のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 3,458 円に対して 27.24% のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格は、かかる類似事案と比較して、妥当な水準のプレミアムが付されていること、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っていること、さらに DCF 法により算定された価格帯の中央値を相当程度上回っていること並びに、本特別委員会は、第三者算定機関であるプルータスによる算定結果をもとに、本公開買付価格を公正かつ妥当な水準にまで高めるために、本特別委員会が実質的に関与するかたちで、JSR による影響力を排除した独立当事者間の交渉と評価できる交渉を Web 会議方式による対面交渉も含めて複数回にわたり実施し、当初提示額よりも 25.7% 引き上げられた価格で決定されたこと、プルータスから、本公開買付価格である 1 株当たり 4,400 円は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得していることも総合的に考慮すると本公開買付価格は、公正かつ妥当であると判断する。

(b) 本取引においては、本公開買付け後にスクイーズアウトの実施が予定されているところ、スクイーズアウトは会社法第 2 編第 2 章第 4 節に基づく株式売渡請求又は会社法第 180 条に基づく株式併合により行われる予定であり、本取引に反対する株主に株主買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されておらず、また、(i) 本公開買付けが成立した場合には株式売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う旨、及び(ii) スクイーズアウトにおいて本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となる旨が開示される予定である。このように、スクイーズアウトにおいては、少数株主が本公開買付けに応募するか否かに当たって、仮に本公開買付けに応募しなかった場合に不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていることから、スクイーズアウトに係る取引条件は、公正かつ妥当であるといえる。

(c) このほか、以上に記載した条件のほかには、本取引に係るその他の取引条件について、他の類似事例と比較して、当社の少数株主にとって不利益となる事情は認められない。

(d) 以上を踏まえると、本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていると考えられる。

(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

- (a) 当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及びJ S Rから独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、当社の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社一般株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、同社から、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得するとともに、当社及びJ S Rから独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選任し、佐藤総合法律事務所から法的助言を受けつつ、本取引の検討を行った。
- (b) 当社取締役会は、J S Rから2020年9月11日付で本取引に関する提案書の提出があった後、当社において本取引の是非を検討するに際して、2020年9月11日、当社社外取締役1名及び社外監査役2名からなる本特別委員会を設置した（なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額の報酬のみとしている。）。当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議している。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a)当社が諮問した事項に関する答申を行うにあたり、必要であれば、当社の費用負担の下、自らの財務もしくは法務等のアドバイザーを選任する権限（但し、その前提として、当社のアドバイザー等を承認（事後承認を含む。）する権限を含む（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができるものと判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする。）。）、及び(b)当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与するとともに、(c)本取引に係る取引条件等についてのJ S Rとの交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めることを求めることを決定している。本特別委員会は、当該権限により、プルータス及び佐藤総合法律事務所につき、当社及びJ S Rの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、当社における本取引の検討体制についても、J S R及び当社を除くJ S Rグループ各社並びに本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認した。また、本特別委員会は、J S Rとの間の質疑応答等を通じて、J S Rとの間での取引条件に関する交渉に実質的に関与している。
- (c) 当社は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、本公開買付けの賛否等を決定する取締役会において、当社の取締役のうち、伊藤浩毅、橋本秀雄及び神谷紀一郎の各氏については、J S Rからの出向者であることから、これらの者を除いた残りの取締役により審議の上決議する予定である。
- (d) J S Rは、公開買付け期間を30営業日として比較的長期間に設定するなど、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、J S R以外にも当社株式の買付

け等を行う機会を確保するための措置を採っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

(e) 本公開買付けが成立した場合、速やかに完全子会社化手続が行われることが予定されているところ、完全子会社化手続のスキームにおいては、完全子会社化に反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が認められていること、本完全子会社化を実施する場合の価格は、本公開買付価格と同一の価格となるよう設定されており、その旨が公開買付届出書及びプレスリリースにおいて開示されることからすると、一般株主に対し強圧性が生じることのないよう配慮がなされていると認められる。

(f) 本取引については、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されないが、現在、親会社である J S R が当社株式を 2,627 千株（所有割合：50.8%）所有しているところ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり過ぎ、本公開買付けの成立を不安定にし、応募する少数株主の利益に資さない可能性が認められることに加え、上記(a)ないし(e)の公正性担保措置が講じられていることなどを総合的に勘案すれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しないことが、直ちに本取引の手続の公正性を損なわせるものとはいえないと考えられる。

(g) 上記(a)乃至(f)によれば、本取引においては、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の他、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

以上のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的と認められると考えられること、本取引の条件の公正性が確保されていると考えられること、本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることに加え、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるとする特段の事情は認められないと解されることから、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。また、併せて付言するに、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、すなわち、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、(ii) 本取引の一環として本公開買付け後に行われる株式等売渡請求、株式併合等による完全子会社化手続に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益でないと考えられる。

(v) 当社取締役会が本公開買付けに対する意見表明をするに際して、当社取締役会が当委員会に対して必要に応じて諮問を求める事項

上記(i)から(iv)までの事項等を踏まえると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、また、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられることから、当社取締役会は、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであると考えられる。

④ 当社における J S R から独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本

公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、佐藤総合法律事務所は当社及びJ S Rの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。この点、当社は佐藤総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該顧問契約における報酬は月額固定報酬であり、かつ、本取引に係る助言に対する報酬についても同様に固定額の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び佐藤総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、本公開買付け価格は妥当性を有するものと考えており、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年10月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、上記の取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、当社の取締役7名のうち、伊藤浩毅、橋本秀雄及び神谷紀一郎の各氏は、J S Rからの出向者であることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておりません。

また、同人らは、同様の観点から、当社の立場において、本取引に関する検討並びにJ S Rとの協議及び交渉にも参加しておりません。

4. 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

J S Rは、株式売渡対価を、同社の保有する現預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、本株式売渡請求に係る通知書の添付資料として提出された預金残高証明書の写しによりJ S Rによる資金確保の方法を確認していること、また、J S Rによれば、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことであること等から、J S Rによる株式売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の

交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（株式売渡対価の交付について J S R が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、株式売渡対価の支払いを実施するものとされているところ、上記の株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

- 6．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以 上